

担当部署: 福祉課

処分の概要	認定証の交付
	令和元年台風第19号により被災した大河原町介護保険の被保険者に係る利用者 負担額の免除に関する規則 第5条第1項
例 規 番 号	令和元年規則第15号

【基準】

第2条、第5条第1項及び第2項の規定による。

(免除の対象)

- 第2条 利用者負担額の免除の対象となる者は、利用者負担額の支払義務を負う被災被保険者 等又はその世帯に属する者が、令和元年台風第19号により次の各号のいずれかに該当した 場合とする。
 - (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたとき
 - (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったとき
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明となったとき
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したとき
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- 2 利用者負担額の免除期間は、令和元年10月12日から令和2年9月30日までとする。
- 3 利用者負担額の免除は、介護サービスの利用者負担額とする。ただし、介護保険施設等における食費・居住費等については自己負担とする。

(認定証の交付)

- 第5条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し、免除の決定をしたときは、申請者に対し介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書及び介護保険利用者負担額減額・免除認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 2 町長は、前条ただし書きの規定により免除の申請を省略したときは、遅滞なく認定証を交付するものとする。
- 3 認定証の交付を受けた者が、介護サービス事業所等で介護保険サービスの給付を受けようとするときは、被保険者証に当該認定証を添えて介護サービス事業所等に提示しなければならない。ただし、認定証の交付を受ける前に、介護サービス事業所等に利用者負担額を支払った場合は、介護保険利用者負担額還付申請書(別記様式)により領収証を添えて申請することで、還付を受けることができる。

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	 年	月	日
------------------	---------	-------	---	---